

# 交通事故により損傷した道路施設復旧の留意事項

～技術的な観点からみた手続き上のポイント～

## 案

令和3年9月15日  
宮城県仙台土木事務所

交通事故に起因して道路施設を損傷した場合、事故を起こした者（当事者）が原因者として原状回復（復旧）を図ることとなり、その殆どは、損害保険会社から依頼された施工者が手続きを代行し、原状回復に向けた調整・工事を行っている。

言うまでもなく、「道路」は日常生活と経済活動に関わる基幹的な社会資本（インフラストラクチャ）であることから、道路交通の安全確保の重要性に鑑み、施設の原状回復（復旧）においては、従前の機能を回復し、公共工事に準じた一定の品質水準の確保が不可欠であり、各種技術基準等を遵守しなければならない。施設復旧をスムーズに進めていくため、今般、技術的な観点からみた手続き上のポイント（留意事項）を簡単に整理したので、今後の参考にしていただきたい。

## 目次

### 1 道路施設の復旧に関する相談（事故報告書提出時）

- |                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| (1) 基本事項                              | P 2 |
| (2) 留意事項 【計画図面の作成】【写真撮影と整理】【その他の確認内容】 | P 2 |

### 2 道路施設の復旧終了後の確認（完了報告書提出時）

- |                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| (1) 基本事項                              | P 5 |
| (2) 留意事項 【竣工図面の作成】【施工写真の整理】【その他の提出資料】 | P 6 |

### 3 各種施設における対処方法の例示

- |   |      |
|---|------|
| (1) 縁石ブロック（BL）等の復旧方法  | P 9  |
| (2) 縁石ブロック（BL）等を交換する際の路面復旧  | P 10 |
| (3) 車両用防護柵の種別   | P 10 |
| (4) ガードケーブルの張力確認  | P 11 |
| (5) 橋梁用防護柵・高欄の復旧方法  | P 11 |
| (6) 擁壁・道路側溝等のコンクリート構造物  | P 11 |
| (7) 道路土工（盛土・埋戻し・法面保護）の復旧方法  | P 12 |
| (8) 収納状態にある防雪柵の損傷   | P 12 |
| (9) 折損した街路樹の復旧方法  | P 13 |
| (10) 仮設防護柵等の設置  | P 13 |
| (11) その他の参考事例   | P 14 |
| <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考</span> 提出資料チェック・リスト | P 15 |

## 1 道路施設の復旧に関する相談（事故報告書提出時）

### （1）基本事項

- ・事務手続きの簡素化と早期復旧を図る観点から、復旧範囲、復旧方法等は提出された資料（平面図、横断図、写真等）により極力判断することとしており、作成にあたっては、損傷状態を的確に示す写真と具体性を有する復旧方法の記載が欠かせない。
- ・土木事務所では、直接説明を受けた担当以外の職員も決裁・承認に加わるため、事故報告書の提出にあたっては、ポイントを簡潔に整理することが望ましい。また、完了報告書提出時の確認で相互の認識が異ならないように、確認を終えた内容（復旧範囲、復旧方法、設計条件・品質・規格等）は明確に記載（訂正）して提出されたい。
- ・損傷規模が甚大な場合、施設の重要性が高い場合、外部要請を受けた場合など、特別の事情があれば、土木事務所職員等が現地確認を実施して判断することもある。
- ・一般的には、施設が何らかの損傷を受ければ、原状回復として施設の更新や補修が必要となるが、極めて軽微な損傷の場合、設置目的に応じた機能低下が無く、道路利用者への2次の被害を想定しても安全性が確保されており、周辺環境への影響や美観・調和等を考慮しても問題が無ければ、「復旧不要」や「撤去」も検討の選択肢になる。
- ・事故報告書を受理（訂正も含む）し、一連の手続き（現地確認、決裁・承認）が終了した後に申入書の発行となり、復旧工事への着手が可能となる。道路使用許可等の関連手続きや労務・資材・機材の準備を進めるにあたっては、決裁・承認の進み具合に留意されたい。
- ・なお、事故報告書の提出後でも、新たな事実が判明した場合、復旧工事の実施状況を問わず、手直し工事等を含めた厳格な再審査が必要となるので注意されたい。

### （2）留意事項

- ・事故報告書の提出では、「復旧範囲の特定」と「復旧方法の決定」の2点に主眼があるので、以下に掲げる資料を概ね整理したうえで相談を実施する。対処の方向性を絞り込めない場合等、資料整備が十分でない段階であっても、事前相談は可能である。

#### 【計画図面の作成】

##### ①位置図

- ・事故により施設を損傷した場所を示す。スケールは任意、一般に普及している地図使用で構わないが、位置把握が困難とならないように、近傍施設やマーキング・配色等に留意し、路線番号だけでなく、路線名も記載しておく。

##### ②平面図

- ・事故現場付近での損傷位置の正確な特定が可能なように作成する。道路台帳写しの活用でも、任意の見取図的なイメージ表現でも構わないが、方位・方向・目標物等

の表示、写真との照合が可能なネーミング、ナンバリングに注意する。

- ・復旧施設の種類・数量（延長・面積・個数等）を表示し、完了報告書を提出する際  
の確認が困難となるような曖昧な表現（例えば、\*\*\*\* 1 式）は極力回避する。
- ・他の道路管理者（国・市町村等）や施設管理者（河川・水路等）が近接する場合、  
管理境界を表示する。（道路台帳を照査する等、土木事務所の助言を受ける。）

### ③横断図

- ・構造物（基礎を含む）や舗装復旧など、断面的な寸法・仕様、規格・材質、施工方  
法等の確認が必要な場合に作成する。スケールの無いイメージ表現でも可能である。
- ・道路側溝や擁壁、縁石等の汎用的なコンクリート 2 次製品、防護柵、視線誘導標等  
の鋼材・樹脂製品でも、基本的な性能や形状・寸法等の製品規格の明示に努める。

### ④詳細図

- ・設計計算（構造照査・部材照査・安定照査等）が必要となる重要度の高い施設を復  
旧する場合は、原則として、詳細な設計図・構造図（スケール表示有）を作成する。
- ・なお、復旧に際して詳細な調査検討が必要と判断した施設については、検討に使用  
した計画図・検討図・設計計算書等についても提出を要請することがある。

### ⑤注意事項

- ・使用材料は、所要の性能・設計条件を照査し、品質・規格・寸法等を具体的に明記  
する。（道路側溝の荷重条件、防護柵の種別、鉄筋・生コン・AS 合材・砕石等）
- ・復旧方法、施工方法等の詳細は、添付する復旧図面（②平面図・③横断図・④詳細  
図）の余白を利用した書込みなど、コンパクトに整理しておく。任意の資料を別途  
添付（メモ程度）しても構わない。
- ・エンジンオイルの流出など、汚損処理が必要となる場合には、対応方法の詳細（洗  
浄・中和・吸着・清掃等）について、復旧図面の余白活用等により明確にしておく。

## 【写真撮影と整理】

### ①復旧範囲

- ・損傷した施設と（隣接した）健全な施設との相違が対比できるように、損傷施設以  
外も含む一連区間での写真撮影に努める。
- ・損傷部分だけの限定写真とならないよう、遠景・近景を含め、道路の両方向、歩車  
道境界の車道及び歩道側、路面外の盛土法面下など、複数視点での撮影を心がける。
- ・事故による損傷と経年劣化（老朽化）の区別がつきにくい施設もあるので、割れ・  
欠け・凹凸・汚れ・色合い等の状態を適切に捉えた近接写真も必ず撮影しておく。

- ・材質が鋼材、樹脂、ゴム等による施設では、反り・曲がり等の変形量が損傷範囲の  
特定に影響するため、変形量の計測写真を適宜撮影しておくのが望ましい。
- ・土工（法面）や舗装の補修範囲については、損傷範囲の面積（例えば、延長\*法長  
等）の基礎となる計測写真を、テープ・スタッフ・スケール等を用いて撮影する。
- ・ガードレールや転落防止柵、縁石や側溝など、損傷範囲の数量を割付けスパン数や  
製品個数等で設定する場合は、平面図と整合のとれた写真撮影に気をつける。

### ②復旧方法

- ・部分的な交換、一部部品のみでの交換、再利用（撤去・再設置）による復旧となる場合は、損傷した部分と健全な部分の境界、相違点を区別できる写真を準備する。
- ・施設の機能回復にあたり、従前施設の製品規格が不明の場合には、設計条件設定や製品選択（材質・規格・寸法等）の妥当性を示す写真（例えば、ガードレールの種別に関わる鋼材厚等）を裏付けとして撮影しておくのが望ましい。
- ・衣土程度に留まらない盛土法面の損傷では、従前の法面からの深さによっては、盛土本体としての転圧が必要となるので、深さ方向の計測写真を撮影しておく。
- ・施設（縁石・側溝等）交換に伴う舗装復旧では、従前の舗装構成（合材種類・厚さ）を確保するため、損傷した路肩端部等、確認可能な部分があれば撮影しておく。
- ・設計計算を伴う鉄筋コンクリート（RC）構造物を損傷した場合は、配筋状況（鉄筋径・ピッチ・かぶり等）など、復旧設計検討に不可欠な写真の撮影を心がける。

### ③写真整理

- ・撮影位置の表示、補足説明の添書き等により、資料整理、写真撮影の意図が明確に伝わるように、的確かつ簡潔な表現を工夫する。
- ・完了報告書提出時の際には、復旧工事前後の対比写真が必要となるので、事故報告書を提出する段階から計画的に整理しておくこと効果的である。
- ・報告書として提出する際は、写真が小さいと細部が判別しづらい場合があるので、A4版縦1ページでは、写真L版（89×127）3枚以下程度の構成を標準とする。

## 【その他の確認内容】

### ①工場製品の設計条件

- ・使用する工場製品のうち、大型標識・照明灯・防雪柵・排水施設など、所定の設計条件の事前確認が必要とされた製品は、従前の設計条件・材質・規格等を満足することを示すメーカー、協会等が作成したカタログ等を提出する。
- ・橋梁用防護柵・高欄など、施設復旧のために特別に製造・製作する工場製品については、所定の設計条件・材質・規格等を明示したメーカーの承認図を提出する。

### ②使用材料の規格・材質・寸法

- ・舗装（アスファルト合材・路盤材等）、基礎碎石、コンクリート、モルタル等の主要資材について、規格・材質を明確にしておく。
- ・道路側溝や道路付属物など、汎用的な資材については、製品の材質・規格・寸法等を明示するとともに、メーカー等が作成したカタログ等を提出する。
- ・視線誘導標等で、従前施設に使用された製品が生産されていない場合は、前後に設置されている施設との連続性（機能・形状・色彩等）に配慮して製品を選択し、メーカー等のカタログ等を提出し、使用する製品を予め確認しておく。
- ・施設の復旧方法について、補修が主となる場合であっても、使用する補修材の材質や性状等について、メーカー等が作成したカタログなどで明確にしておく。

### ③事前確認困難な設計条件（規格・寸法・材質等）

- ・施設（縁石・側溝等）交換に伴う舗装復旧など、従前の舗装構成（合材種類・厚さ）が確認不能の場合、道路台帳写しの確認、現況交通量の設計区分等により推定する。
- ・標識基礎や擁壁等の更新など、施設の規格・寸法等が施工時にしか確認できない場合は、設計条件・資材規格等の調査・設定と資材調達を含めた施工手順を整理して

おく。柔軟に変更対応できるようにフローチャート等で記載するのが望ましい。

#### ④事前調査項目と品質管理試験

- ・鋼構造あるいは鉄筋コンクリート構造等の施設で、構造上重大な損傷が生じた場合には、原状把握の精度が重要となる。手戻りを回避するためにも、復旧方法の検討にあたっては、測量・調査・詳細設計等の検討項目を精査しなければならない。事前相談の段階で予め確認しておかなければならない。
- ・鋼構造あるいは鉄筋コンクリート構造等の施設、若しくは大規模な施設の復旧に際して所定の品質を満足していることの確認（強度・密度・張力等）が重要となる場合には、品質管理試験を実施する施設と試験項目を事前相談により予め定めておく。

#### ⑤土地境界の事前確認

- ・破損した用地境界杭を復元する場合、あるいは掘削工・仮設工等の施工のために土地境界を正確に把握しなければならない場合等は、地積測量図等の入手が必要となるので、その取扱い等について事前相談により予め確認しておく。

#### ⑥保安施設設置計画

- ・施設の復旧工事に際して所轄警察署からの道路使用許可を必要とする場合、保安施設設置及び通行制限方法（予定期間・予定時間）を記載した計画図を提出する。全面通行止は勿論のこと、片側通行止であっても、交通量の多い時間帯は道路管理上極力回避することが原則であり、事前に十分調整しなければならない。
- ・復旧工事を開始するまでの間、当面の安全対策として、復旧工事の施工者において、リボン・ロープ・張り紙・カラーコーン等による閉鎖・周知措置が必要な場合もある。長期間を要する場合など、道路保全対策（バリケード等）を土木事務所（道路管理委託業者）で対応する場合は、費用負担も含めた事前調整が必要となる。

## 2 道路施設の復旧終了後の確認（完了報告書提出時）

### （1）基本事項

- ・事務手続きの簡素化を図る観点から、事故報告書と同様、原則として提出資料（竣工図面・写真等）による確認としている。事故報告書提出時に了承された施設の復旧が計画どおり適切に履行されていることを示すため、出来形・品質・施工状況など、一連の復旧工事に関する図面・写真・その他の資料を添付・提出する。
- ・土木事務所では、直接説明を受けた担当以外の職員も決裁・承認に加わるため、施工状況を的確に示した資料が必要である。事故報告書提出時の添付資料と対比し、計画に沿った施設復旧が確認できれば、確認書発行の決裁・承認手続きに付すこととなる。
- ・写真・品質管理記録等の資料不備を指摘された場合には、修正資料あるいは追加資料の作成等を行い、再提出された資料等の確認により適切と判断した段階で、完了報告書として受理し、確認書発行の決裁・承認手続きを進めることとなる。
- ・事故報告書の提出と同様に、損傷規模が甚大な場合、施設の重要性が高い場合、外部

要請を受けた場合など、特別の事情がある場合には、復旧工事の履行確認として、土木事務所職員、または道路管理委託業者等により現地確認を実施することがある。

- ・なお、完了報告書の提出にあたって復旧に不備が判明した場合は、完了報告書の受理はできない。手直し工事等を含めた指導・調整を進めることとなるので注意されたい。

## (2) 留意事項

- ・完了報告書の提出は、事故報告書に記載してある「復旧範囲」と「復旧方法」が適切に履行されたことを確認することが目的である。何らかの事情で、承認内容のとおりを実施できずに変更した場合は、その理由や詳細な対処状況を求めることとなるので、施工管理（試験・計測・写真等）は計画的に行わなければならない。

### 【竣工図面の作成】

#### ①計画どおりに実施した場合

- ・竣工図面は、事故報告書提出の際に作成した図面（位置図・平面図・横断図・詳細図等）のとおり施工していれば、同じ図面の添付で構わない。

#### ②設計条件未確認の従前施設を想定計画で復旧した場合

- ・事前確認が困難な地中にある施設の設計条件（規格・寸法・材質等）など、不確定な部分を有するため施工手順を想定して承認を受けざるを得なかった場合は、施工時に判明した実際の状況を、事故報告書提出時の添付資料に追加表示して提出する。
- ・従前施設の機能・設計条件に照らして、施工計画の想定や実際の施工による修正等に問題の無いことの確認が目的である。（例えば、舗装厚さ、基礎寸法等）

#### ③計画とは異なる内容で復旧した場合

- ・事故報告書提出の際に作成した図面（位置図・平面図・横断図・詳細図等）を活用し、実際に施工した内容、設計条件（規格・寸法・材質等）を対比させて表記する。
- ・やむを得ず変更した理由を整理し、提出図面の個々の変更箇所に簡潔に記載する。
- ・なお、設計条件の修正など、復旧工法の選定根拠に関わる変更は、詳細に内容を確認するとともに、問題があれば対処方法等の相談を進めることとなるので注意されたい。

### 【施工写真の整理】

#### ①完成写真

- ・損傷した施設（着手前）と復旧した施設（完成後）の相違が対比・照合できるように、事故報告書提出時のネーミング、ナンバリング等を使用し、背景等にも注意しながら、全景、部分（拡大）など、多視点からの撮影を行う。
- ・復旧施設の工種が多種にわたる場合、復旧規模（数量）が大きい場合など、着手前と完成後の対比で撮影漏れが無いように努める。
- ・標識や誘導表示板等の道路付属物など、施設の復旧が道路構造令における建築限界の規程を満足していることが確認できない場合は、追加の写真撮影を要請する。

## ②復旧数量

- ・復旧施設の数量を計測した写真を撮影する。縁石、側溝、標識、防護柵など、事故報告書に記載した数量（本数、スパン数等）が位置照合を含めて判別できない場合は、追加撮影を要請し、完了報告書を修正したうえで提出しなければならない。
- ・舗装、法面など、延長（幅員、法長等）や面積で記載した工種では、テープ・ポール等を使用して、数量算出の基礎となる計測写真を併用しなければならない。

## ③出来形計測

- ・防護柵や転落防止柵、視線誘導標等のように、技術基準等により設置位置・高さ等が規定されている場合は、テープ・ポール・スラント等を使用し、規定どおり（もしくは従前施設と同様）に設置したことを確認できる写真を提出する。
- ・一般的には、ガードレール：ビーム取付中心位置で路面から60cm、転落防止柵（P種）：ビーム上面で路面から110cm、**デリネーター**：反射鏡中心で路面から90cmとされているので、製品メーカーの資料と合わせて参考にされたい。なお、前後施設との取付や連続性確保のために多少数値が異なることはやむを得ない。
- ・構造物基礎や舗装の厚さなど、復旧工事完成後は不可視となるために計測できない部分については、施工段階別の全景と代表的な計測写真を撮影しておく。（例えば、As舗装ならば、下層路盤施工前・上層路盤施工前・表層施工前の各層施工前）

## ④設計条件未確認の従前施設

- ・損傷した構造物の地中部分など、事前確認が困難なために設計条件（規格・寸法・材質等）の設定を想定で行った場合は、復旧計画の妥当性を確認する必要があるため、施工中に判明した施設の写真を必ず撮影して提出する。
- ・防護柵種別の選定に必要な鋼材厚さ・支柱長等のように、汎用的な工場製品であれば、事後処理としての修正は容易なので、施工段階での追加撮影にも留意する。

## ⑤材料検収

- ・復旧工事に使用した製品、材料については、現場搬入時の材料検収として、外観・寸法・品質等に問題の無いことを確認した材料検収写真を整理・提出する。
- ・コンクリート2次製品、鋼材や樹脂製品など、汎用的な工場製品を使用した場合は、品質確認と照合が可能なように写真を撮影しておく。（製品番号・検印（日付）等）
- ・復旧規模が小さい場合など、在庫品（中古品）の活用を必ずしも妨げるものではないが、不良品（破損・汚損・使用期限切れ等）を使用することのないように、新品・在庫品（中古品）を問わず、原則として、検収写真は全数を対象とする。
- ・橋梁用防護柵・高欄など、施設復旧のために特別に製造・製作した工場製品については、所定の設計条件・材質・規格等を満足する資料と写真を提出する。

## ⑥品質管理試験

- ・事故報告書の提出時に品質管理試験（強度・密度・張力等）の実施を指導された場合には、試験状況等の写真撮影を行い、試験結果と合わせて提出する。（例えば、現場打ちRC擁壁の圧縮強度、盛土の締固め度、アンカーやケーブル等の引張試験）
- ・品質管理に関わる機能回復の確認は、道路交通の安全確保の観点から不可欠であるため確実に履行されたい。

## ⑦施工状況

- ・適切に復旧工事が行われたことを確認するため、施工段階ごとに、使用機材や施工方法を具体的に撮影する。一般的な工種では、各施工段階の代表写真で十分である。
- ・工種により機能回復の着眼点・確認点が異なることに留意する。土工・舗装の場合は転圧、構造物基礎の場合は床堀・埋戻し、防護柵や標識等では支柱建込みや板の取付固定、側溝や縁石の交換・補修では路面復旧・止水・目地・充填・研磨など..
- ・提出する写真は、必要最小限の量で事足りるが、事故報告書提出の際に技術面での指導・助言を受けた事項については、詳細な写真の提出を心がけておく。
- ・道路工事が安全に実施されたことを確認するため、仮設備（バリケード・カラーコーン・看板等）や交通誘導員の配置状況等を撮影する。道路使用許可を取得している場合、保安施設設置計画どおりの履行・遵守が確認できれば十分である。

#### ⑧環境対策

- ・損傷した施設は、産業廃棄物または有価物として処理されるので、マニフェスト（E票）や受入伝票の写しを添付すればよいが、少量の場合には施工者が一時的にストックし、後で一括処理するケースも想定されるので、こうした場合には、ストック状況写真の提出により適切に処理していることを示しておくのが望ましい。
- ・漏油対策を実施した場合は、周辺の河川・水路・宅地・農地等に悪影響を及ぼさないための対策が適切に行われたことの確認が必要なので。完了報告書には、中和・洗浄・吸着・清掃等の実施状況に関する一連の写真を添付しておく。

#### ⑨写真サイズ

- ・報告書として提出する際は、写真が小さいと細部が判別しづらい場合があるので、A4版縦1ページでは、写真L版（89×127）3枚程度の構成を標準とする。

### 【その他の提出資料】

#### ①工場製品の設計条件

- ・使用する工場製品のうち、事故報告書提出時に所定の設計条件の事前確認が必要とされた製品（橋梁用防護柵・高欄・大型標識・照明灯・防雪柵・排水施設など）は、設計条件・材質・規格等を示すメーカーの承認図・カタログを提出する。
- ・但し、事故報告書の段階で提出している場合には、使用製品の変更が無い限り、完了報告書の提出にあたり再度添付する必要はない。

#### ②材料検収

- ・使用する工場製品のうち、事故報告書提出時に重要な構造物として品質関係資料の確認が必要とされた製品（大型函渠、組立歩道など）は、工場管理データ（コンクリート圧縮強度等）やミルシート等の品質証明書等を提出しなければならない。
- ・橋梁床版や法面アンカー、現場打ち擁壁・函渠に使用する鉄筋など、鋼構造あるいは鉄筋コンクリート構造等の施設で、構造上特に重要な部分に使用する資材は、ミルシート等の品質証明書を提出しなければならない。

#### ③品質管理試験関連

- ・事故報告書提出時に品質管理試験（強度・密度・張力等）の実施を定めた場合には、各々の使用資材において、公共工事での取扱いに準じて、所用の資料を提出しなければならない。（例えば、コンクリートの配合設計、路床盛土材の土質試験）



- ・但し、事故報告書の段階で提出した場合は、使用資材の変更が無い限り不要である。

#### ④設計条件未確認の従前施設

- ・損傷した構造物の地中部分など、事前確認が困難なために設計条件（規格・寸法・材質等）の設定を想定で行った場合、工事着手後に判明した状況に応じて柔軟かつ適切な変更が必要だが、図面や写真の整理が行き届かず、確認が不十分となる場合には、追加資料の作成を指導することもあるので留意されたい。

#### ⑤事前調査項目

- ・事故報告書提出時に実施することとした測量・調査・検討項目については、その成果・結果を整理し、提出しなければならない。
- ・土地境界の正確な把握が必要な場合は、入手・使用した地積測量図の写し等を整理し、提出しなければならない。

#### ⑥他法令に係る許可・協議

- ・道路使用許可を必要とした場合は、所轄警察署からの許可書の写しを提出する。
- ・河川、水路等の法定外公共物など、他法令による許可や協議等を必要とした場合は、法令遵守を確認するため、許可・協議手続き関係文書等の写しを提出する。

#### ⑦従前施設等の処理

- ・撤去した施設・部品等を適正に処理したことの確認として、マニフェスト（紙マニフェストはE票写し）を添付する。有価物扱いの場合は受入伝票写し等で良い。なお、少量のために後日一括処理する場合は、一時撤去した施設・部品等の仮置場の写真等を撮影して提出するのが望ましい。
- ・油脂類の汚損処理等に使用した吸着マット等を適正に処理したことの確認として、マニフェスト（紙マニフェストはE票写し）を添付する。少量等の事情で後日一括処理する場合は、撤去施設等と同様、仮置場の写真等で代用しても構わない。

### 3 各種施設における対処方法の例示

- ・交通事故に起因する道路施設の復旧は処理件数も多く、道路部各班の複数の職員が技術審査に携わってきた経緯がある。今回、令和3年度前半（4月～8月）での個々の相談・指導内容をベースに、横断的な見地から対処方法等について概ねの統一的なポイントを試行的に整理したが、今後も参考とすべき具体的な事案等があれば紹介する予定なので、道路交通環境のさらなる充実に向けて参考とされたい。

#### (1) 縁石ブロック（BL）等の復旧方法

- ・歩車道境界ブロック等の縁石の損傷は、BLに破損・欠損が生じている場合は交換、擦過痕に留まっていれば補修（研磨・塗布による美装）で対処するのが一般的である。但し、擦過傷でも事故の衝撃で埋込部や目地部にぐらつき・間隙があれば、縁石の固定、目地部の止水のため、モルタル等の充填、または撤去・再設置が必要となる。
- ・歩道がマウンドアップ形式やセミフラット形式の場合、見かけ上歩車道境界BLに見えても、L形側溝等の道路用鉄筋コンクリート製品（2次製品）であることが多く、

フラット形式の場合に一般的に使用される歩車道境界ＢＬ（無筋コンクリート製品）とは機能的に異なってくるので、混同することのないように注意する。

- ・中央分離帯や交通島等で、縁石ＢＬが擦過痕で補修対応であっても、シールコンクリートが破損していれば、劣化防止のためコンクリート等による打直しが必要となる。
- ・擦過痕の復旧方法の取扱いとして、古い縁石ＢＬ等でも、よほど注意深く観なければ解らないような極めて軽微な損傷を除けば、以後の劣化防止が道路管理上は必要であることから、一般には研磨・美装（塗布）による補修を施すことになる。
- ・縁石ＢＬを交換する場合は個数単位とする。一方、補修とする場合は、美装（塗布）を施す際に美観上見苦しい形態とならないように、原則として、縁石ＢＬ全面を処理するとともに、飛び飛びにならないように一連の範囲で施工するように努める。
- ・事故報告書には、復旧範囲及び復旧方法の確認のため、損傷区間に隣接する健全な部分を含め、歩車道両面からの写真を添付する。縁石ＢＬの埋込部や目地部の状況写真も撮影する。損傷が無いことを示す場合には、拡大写真を適宜追加して提出する。

## （２）縁石ブロック（ＢＬ）等を交換する際の路面復旧

- ・縁石ＢＬ等を交換する場合、アスファルト（Ａｓ）舗装の切断・撤去・再舗装が必要となるが、従前の歩車道の舗装構成（Ａｓ合材種類・厚さ）や排水性舗装の排水パイプの確認には注意を要する。道路台帳等で確認可能な場合もあるが、建設後の修繕等もあり、正確な把握は困難である。そのため復旧内容を想定で計画し、施工時にＡｓ合材の厚さを確認・修正して復旧するのもやむを得ない。事故報告書には想定した部分の確認・施工方法、完了報告書では実績としての施工内容を明確にして提出する。
- ・なお、歩車道境界ＢＬの交換では、特段の問題が無ければ、通行制限等への支障軽減のため、歩道側の最小幅切断（基礎幅程度）でＢＬを外し、新しいＢＬに交換（設置）した後にモルタル充填とする方法も可能である。また、Ａｓ舗装復旧に常温合材を使用することも可能だが、事故報告書には具体的に記載しておくことが必要である。
- ・県管理道路のＡｓ歩道舗装構成は、車両乗入口等特別な条件が無ければ、細粒度Ａｓ 13 F（3cm）＋切込碎石（10cm）が標準であり、歩車道境界ＢＬ下面外側の8～10cmが基礎端部となることが多いので、切断位置等の施工方法検討の参考にするとよい。

## （３）車両用防護柵の種別

- ・車両用防護柵（ガードレール等）の損傷（衝突による破損・変形）に対する復旧（交換）では、従前の路外逸脱防止機能の回復のため、種別の適用区分を確認する。
- ・防護柵の種別は、「防護柵の設置基準・同解説」によれば、設計速度60km/h：B種、50km/h以下：C種とされており、県管理の一般道路では、国道&主要地方道では設計速度60km/h、一般県道では50km/hまたは40km/hを標準として建設されてきたが、建設の時期や地域的な条件、補修工事の有無等により一律ではないため、損傷した部分とその前後の防護柵を確認したうえで種別を設定する。
- ・ガードレールの場合、製品表面に刻印で種別が明示されているが、古くて判別し難い場合には、ビーム厚（3.2mm：B種／2.3mm：C種）計測による推定も可能である。（防護柵メーカー資料参照）復旧工事の段階では、撤去した支柱の支柱長（2.2m：B種／2.1m：C種）も確認しておくことと良い。何れも計測した写真の撮影は忘れないこと。
- ・支柱部に変形が無く、ビーム・巻袖等のみを交換する場合で、支柱表面に擦過痕・塗膜の剥げ落ち等が見られる時は、鋼材表面に補修塗装を施す。製品メーカーの塗装仕

様（例えば、熱硬化性アクリル樹脂系塗料・20 $\mu$ 、溶融亜鉛めっきHDZ55など）を確認し、対応可能な補修材料を選定するとともに、違和感を生じないように施工する。

- ・なお、盛土区間の法肩に設置された車両用防護柵（ガードレール等）や転落防止柵（歩道部P種）では、支柱の基礎部・埋込部の損傷・変形により、盛土本体や法面も損傷している場合が見受けられるので、状況写真を添付し、損傷があれば適切な方法（盛土切返し・再転圧、セメントミルク注入・閉塞、支柱スパン割の変更等）で復旧する。

#### （4）ガードケーブルの張力確認

- ・ガードケーブルの損傷では、ガードレールと同様に種別の適用区分に加え、施設の性質上、張力の施工管理が重要なため、品質管理の詳細を事故報告書に記載しておく。
- ・張力の確認は「防護柵の設置基準・同解説」によれば、張力計による検定か、たわみ量の計測により確認が可能だが、たわみ量計測の場合、支柱間隔や施工時期により調整内容が変わってくるので注意が必要である。
- ・復旧工事終了後に提出する完了報告書には、施工記録と写真を整理し、定められた初張力（防護柵種別（B・C種）：9.8kN/本）の確認資料を添付しなければならない。

#### （5）橋梁用防護柵・高欄の復旧方法

- ・橋梁用防護柵の損傷では、支柱・ビーム等の外に、地覆や支柱取付部（埋込式、ベースプレート式）の状況を着実に把握する。地覆コンクリートや鉄筋に破損・亀裂・変形等があれば、鉄筋コンクリート（RC）構造物の損傷となり、一定の範囲でコンクリート打設を伴う修繕が必要となるので、事故報告書としては、復旧に向けた調査・設計資料、施工管理（品質管理試験）等の詳細を確認・提出しなければならない。
- ・交差道路や水路等のボックス・カルバート上部の地覆に取付けられた防護柵は、埋込式の支柱取付等により構造物と一体になっているが、橋梁用防護柵として設計されている場合もあるので、従前の規格・製品等の確認は重要である。何れにしても、鉄筋コンクリート構造物の損傷として検討を進めることになるので注意を要する。
- ・鋼材部分の破損・変形が無くとも塗膜部に擦過傷があれば、防護柵本体の鋼材・塗膜の劣化助長により防錆・防食機能が低下しているため、補修塗装が必要となる。付着物等の清掃を行い、従前の塗膜処理（メッキ等）に応じた使用塗料を明確にしておく。
- ・なお、これまでの「防護柵の設置基準」の改定で、ブロックアウト形採用（支柱前面ビーム）、支柱設計変更（剛性防護柵→たわみ性防護柵：衝撃吸収形）、強度アップ（C種→B種：2次被害の重大性）等の設計条件が修正されてきたが、架設年次が古く（昭和61年以前）、鋼桁（主部材）と同時に製作した橋梁等で製作図や製品メーカーが不明となれば、調整内容（設計条件・製品選択・美観（色彩）等）に関する詳細な検討資料を事故報告書に添付することになるので注意されたい。

#### （6）擁壁・道路側溝等のコンクリート構造物

- ・擁壁や道路側溝（蓋も含む）等のコンクリート構造物を損傷した場合は、縁石ブロックと同様に、破損・欠損、鉄筋の露出が生じていれば製品の交換、または一定の範囲でコンクリート打設を伴う修繕が必要となる。擦過痕ならば補修（研磨・塗布による美装）で対処する。なお、目地部の破損・亀裂・間隙は、必ずモルタル等で充填する。
- ・損傷した構造物が（工場生産の）2次製品で汎用品であれば、必ずしも同一製品で交

換する必要性は無く、構造設計条件が同等以上であれば良い。車道用・歩道用（荷重条件）など、2次製品の適用条件を示すメーカー資料を事故報告書に添付し、施設復旧に使用した材料の検収資料（写真・品質証明書等）を完了報告書で提出する。

- ・片土留側溝や土留形可変勾配側溝、防護柵設置可能なL形擁壁、製品区分が複雑なヒューム管等では、製品の設計条件・適用条件を適切に確認しなければならない。
- ・施工性・経済性の観点から、L形擁壁頭部の部分的な破損など、製品交換ではなく修繕（破損部分の撤去・配筋・コンクリート打設）での対応も可能だが、鉄筋コンクリート（RC）構造物の損傷であり、事故報告書には、設計照査（部材設計等）、施工細目（差筋・重ね継手・補強筋等、生コンクリート規格等）、施工管理（品質管理試験等）の詳細を明確にしなければならない。

#### （7）道路土工（盛土・埋戻し・法面保護）の復旧方法

- ・車両の転落や側道からの衝突等による盛土法面の損傷では、雨水による浸食防止のため早期の植生回復（植生シート・筋芝・張芝等）が必要だが、盛土本体に達する深い損傷の場合には、路床・路体の区分を確認し、適切な転圧機械による締固めを行う。
- ・衣土（盛土表面から30cm以内）を除く部分が路床・路体となるので、軽微な法面損傷を除けば、損傷法面の範囲と合わせて深さ方向の写真も必ず撮影し、使用する転圧機械を含めた施工方法を明確にしたうえで事故報告書を提出する。
- ・道路盛土の敷均し・締固めは、路床：20cm・路体：30cmの薄層施工が必須であり、施工不良の場合には陥没事故を引き起こしかねないので入念な施工が必要である。完了報告書には、一連の施工写真を時系列的に整理して提出する。
- ・排水施設・擁壁・標識基礎等、転圧困難な構造物廻りの埋戻し厚さは20cmとされているので、構造物へのマーカ一等を工夫して写真を撮影し、完了報告書として提出する。
- ・道路盛土肩から法長1m程度の範囲に、除草負担軽減を目的とする防草シートが設置されていることがある。この場合は、植生による法面復旧は採用できず、原状復旧で対処するので注意が必要である。なお、従前と同一仕様であることが望ましく、シートや止めピン等の製品仕様を明示したメーカー等の資料を事故報告書に添付する。

#### （8）収納状態にある防雪柵の損傷

- ・防雪柵の損傷は、冬場のスリップ等による事故による場合が多いが、夏場の事故など、防雪板を収納している状態で損傷した場合には、内側の防雪板が目視困難なため、防雪板など、上部工各部材の破損・変形状況の判断は慎重に行わなければならない。
- ・外側部材の破損・変形が大きければ、内側部材も一定程度の損傷が発生していると推測されるが、収納された部材の損傷状態を直接に調査・確認するためには、事前の調査費（機材・労務）が上乗せになるので、復旧方法は慎重に検討しなければならない。
- ・事前確認が無い状況で一部部材を再利用（一部部材のみ交換）する場合は、復旧工事中に健全度を確認し、破損・変形が発見されれば工事を一時中断し、必要な部材を新たに調達しなければならない。そのため、最初から損傷範囲全ての部材を交換することも選択肢の1つとなる。
- ・支柱や基礎については、吹払柵等の設計条件に応じて、上部構造支持への影響を確認する。支柱の変形・傾斜や基礎（特にアンカー取付部）の異常の有無を点検し、防雪板設置・収納作業に支障がある場合には、更新等の復旧方法を検討する。
- ・防雪柵の各部材（鋼材）は、一般に溶融亜鉛メッキ処理が施されているので、擦過傷

がある場合は、劣化防止の補修塗り等を検討する。

- ・ 収納状態にある防雪柵の損傷状況を予め把握し、復旧方法を確定させることが困難な場合、復旧内容を想定で計画し、施工時に確認・修正して対処するのやむを得ない。その場合は、事故報告書では施工時の確認方法とこれに伴う復旧方法、完了報告書では実際の施工内容を明確にして提出する。
- ・ なお、県管理の一般道路では、「道路吹雪対策マニュアル」によれば、設計風速：50 m/s（2車線道路・吹き払い柵）となるので、従前施設の設計条件等が不明の場合は、事故報告書（または完了報告書）に設計条件の明示と構造計算書の提出が必要である。

#### （9）折損した街路樹の復旧方法

- ・ 街路樹を折損した場合、樹種・樹高・幹径等を確認し、同一条件での植替が原則となるが、生育・成長を前提とする道路施設のため、「道路緑化技術基準」、「県土木工事共通仕様書」などを参照し、支柱・施肥・施工時期等の施工方法を明確にしておく。
- ・ 植樹帯や植樹柵が、苗木（根鉢・根巻き）の大きさに比べて狭ければ、掘削・埋戻しに係る範囲の復旧方法（BL撤去&再設置、歩車道舗装復旧、仮設工等）の検討が必要となる。支障の程度によっては、将来の生育を前提とした規模も選択肢となる。
- ・ 街路樹の復旧方法は、苗木の調達も含め、専門業者（造園業）の意見を聴くことが望ましく、事故報告書の復旧計画には、意見聴取先（専門業者名）や苗木の調達先（産地証明等）を明確にしておく。
- ・ 一定期間が経過しないと樹木の枯死や形姿不良は確認できないため、枯れ補償の取扱いに準じ、復旧工事完了後の1年間は、順調な成育に向けた管理を行うように指導している。但し、復旧規模や樹種、施工時期等は一律に扱えないため、具体的な管理内容（点検・監視等）については予め確認・調整し、事故報告書に記載しておく。
- ・ なお、街路樹の主幹以外の折損、樹皮剝離に留まっている場合などは、補修（養生）対応も可能だが、一定期間が経過しないと復旧（再生）状況の確認ができないため、新しい苗木による植替と同様に、完了報告書提出後の管理を指導することになる。

#### （10）仮設防護柵等の設置

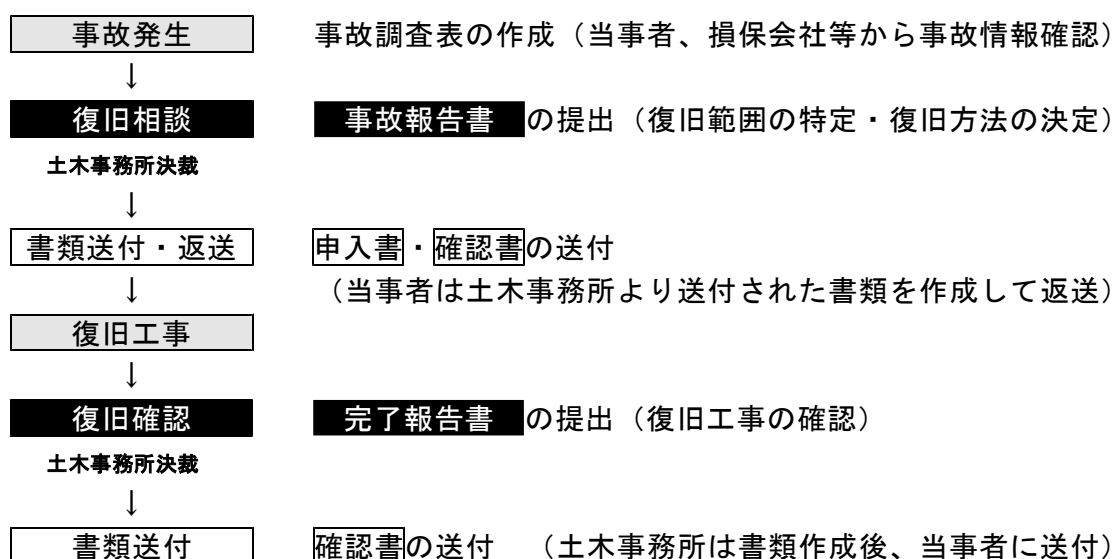
- ・ 橋梁用防護柵を破損した場合など、復旧工事に相当の時間を要するうえ、路外逸脱防止機能を最低限確保する必要があるため、仮設防護柵の設置を指示することがある。その場合には、速やかに仮設工の実施手続きを進めなければならない。
- ・ 事故報告書には、保安施設設置計画（平面図・横断図・カタログ等）を添付する。事故報告書提出前の設置が必要な場合は、その取扱いを事前調整しなければならない。
- ・ 完了報告書には、図面・写真（設置・撤去）・道路使用許可書（写し）を添付する。
- ・ 橋梁用防護柵に限らず、損傷した道路施設の復旧工事においては、道路交通の安全を確保するため、最低限の注意喚起として、バリケード・カラーコーン・ロープ等による閉鎖措置、テープ・看板・貼紙等による周知措置を指導することもある。
- ・ 縁石やガードレール、ガードパイプ等の軽微な損傷でも、管理委託会社や土木事務所職員による道路パトロールが高頻度で実施されており、放置箇所でないことを示すため、ビニルテープ等で損傷施設にマーキングし、担当会社名を記載するのが望ましい。

## (11) その他の参考事例

- ・デリネーター、カーブマーカなどの誘導標や路側標識等に接触したが、事故による損傷が軽微なうえ、事故発生以前からでは？ と思われる場合もある。今回の事故によるものでなければ「復旧不要」として処理することも選択肢となるが、客観的な事実の検証のため、一般に普及している道路等の画像（撮影時期が明らかなもの）と事故後の撮影写真を比較するなど、破損・変形・発錆・擦過等の状況が変わらないことを示す資料を準備し、事故報告書提出の際に担当者に説明しておかなければならない。
- ・橋梁用防護柵（高欄）に衝突し、事故報告書提出に向けた復旧方法等の相談を進めている段階で、別の衝突事故が重なり、損傷が拡大した事例がある。土木事務所としては原状回復が図られれば十分なことから、先発の原因者との復旧調整経緯はリセットし、被害を拡大させた後発の原因者に1本化して相談（復旧範囲の特定・復旧方法の確認）を再開することとした。なお、両者の事故当事者間（保険会社間）の負担調整に土木事務所は原則として関与しない。
- ・損害保険会社から依頼された施工者が事故報告書を提出する際の説明において、事故の様子が判然としないことから対応に時間を要する場合が散見される。また、自費復旧を希望する当事者の申出内容と道路管理委託業者の調査結果が一致しないことも想定される。このような場合、事故車の種類、事故時の状況（飲酒・居眠り・わき見運転等）、事故の詳細を書面（簡単なメモ・見取り図程度）にして提出するように要請しており、土木事務所から所轄警察署に確認した内容も合わせながら、損傷範囲・復旧方法を判断することになるので、ご協力願いたい。

### 交通事故により損傷した道路施設復旧の基本的な流れ

反転部分が技術審査対象(説明)



(1) 事故報告書（復旧相談時）

資料	確認内容	確認 【check☑】	
		OK	不要
報告書	・事故当事者、損害保険会社や施工会社の名称・担当者氏名を記載していますか。損傷した道路施設の名称や表現が適切ですか。	<input type="checkbox"/>	
位置図	・事故箇所を特定できるよう、近傍施設や路線名を表示していますか。	<input type="checkbox"/>	
平面図 (見取図)	・損傷位置を正確に特定できるよう、方位・方向・目標物を表示していますか。	<input type="checkbox"/>	
	・写真との照合が可能なように、ネーミング、ナンバリングを行っていますか。	<input type="checkbox"/>	
	・復旧施設の種類・数量（延長・面積・個数等）を具体的に表示していますか。	<input type="checkbox"/>	
	・提出説明時の相談・打合せで、内容修正を行うことで調整した場合、関係部分の訂正・追加を行っていますか。【横断面・写真等全ての提出資料が対象】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
横断面図 詳細図	・具体的な復旧方法（施工方法）を明示していますか。	<input type="checkbox"/>	
	・製品を使用する場合、製品の寸法・仕様、規格・材質を明示していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・構造物や舗装を施工する場合、断面寸法・仕様、規格・材質、具体的な復旧方法（施工方法）を明示していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・設計計算（構造照査・部材照査・安定照査等）を必要とする復旧施設の場合、詳細な設計図・構造図を作成していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
写 真	・損傷した施設と（隣接した）健全な施設との対比ができますか。	<input type="checkbox"/>	
	・遠景・近景を含め、道路の両方向、歩車道境界の車道及び歩道側、路面外の盛土法面下など、複数視点から撮影していますか。	<input type="checkbox"/>	
	・割れ・欠け・凹凸・汚れ・色合い等の状態を捉えた近接写真がありますか。	<input type="checkbox"/>	
	・材質が鋼材・樹脂・ゴム等による施設の場合、反り・曲がり等の変形量を計測した写真がありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・復旧施設の設計条件設定や製品選択（材質・規格・寸法等）の妥当性確認が必要な場合、そのための従前施設の写真がありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・設計計算を伴う鉄筋コンクリート構造物を損傷した場合、配筋状況（鉄筋径・ピッチ・かぶり等）など、復旧設計検討に必要な写真がありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・復旧施設の数量（延長・面積・個数等）が、計測を含めて確認できますか。	<input type="checkbox"/>	
	・平面図（見取図）との照合が可能なネーミングやナンバリング、補足説明の添書きを行っていますか。	<input type="checkbox"/>	
その他	・復旧施設に使用する工場製品のうち、設計条件の事前確認が必要とされた製品の場合、メーカー等が作成したカタログ等による資料を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・特別に製造・製作する工場製品の場合、所定の設計条件・規格・材質等を明示していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・鋼構造あるいは鉄筋コンクリート構造等の施設や大規模な施設の復旧で所定の品質確認（強度・密度・張力等）が重要となる場合、品質管理試験を実施する施設と試験項目を事前に相談・確認し、明記していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・所轄警察署からの道路使用許可が必要な場合、保安施設設置計画書に具体的な内容と通行制限方法（予定期間・予定時間等）を記載していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・復旧工事を開始するまでの間、当面の安全対策を事前に相談・確認し、閉鎖・周知措置などが必要とされた場合、具体的な内容を明確にしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・損傷範囲の特定において、事故発生以前からの損傷とした場合、以前の状況写真（破損・変形・発錆・擦過等）などの客観的な資料を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・損傷範囲の特定において、事故の詳細（事故車の種類、事故時の状況等）に関する確認を求められた場合、資料を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注) 上表は事故報告書作成の際の手続き上のポイントを大まかにまとめたものであり、詳細は本文を参照されたい。  
書式については、平面図・横断面図・復旧工法を同一図で表示すること等も可能なので、案件別に確認されたい。

(2) 完了報告書（復旧終了時）

資料	確認内容	確認 【check☑】	
		OK	不要
報告書	・事故当事者、損害保険会社や施工会社の名称・担当者氏名を記載していますか。損傷した道路施設の名称や表現が適切ですか。	<input type="checkbox"/>	
位置図	・事故報告書提出資料と同じ位置図を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	
平面図 (見取図)	・事故報告書の記載と同一の施工の場合、竣工図面として、事故報告書と同じ図面を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・事故報告書の記載と異なる施工の場合、変更内容を明確に対比表示していますか。その理由を明記していますか。【横断面・写真等全ての提出資料が対象】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・写真との照合が可能なように、ネーミング、ナンバリングを行っていますか。	<input type="checkbox"/>	
	・復旧施設の種類・数量（延長・面積・個数等）を具体的に表示していますか。	<input type="checkbox"/>	
	・具体的な復旧方法（施工方法）を明示していますか。	<input type="checkbox"/>	
横断面 詳細図	・製品を使用した場合、製品の寸法・仕様、規格・材質を明示していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・構造物や舗装を施工した場合、断面寸法・仕様、規格・材質、具体的な施工方法を明示していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・設計計算（構造照査・部材照査・安定照査等）を必要とする復旧施設で、設計条件を修正した場合、詳細な変更設計図・構造図を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
写 真	・平面図（見取図）との照合が可能なネーミングやナンバリング、補足説明の添書きを行っていますか。	<input type="checkbox"/>	
	・損傷した施設（着手前）と復旧した施設（完成後）の対比ができますか。全景、部分（拡大）など、複数視点から撮影していますか。	<input type="checkbox"/>	
	・復旧施設の数量（延長・面積・個数等）が、計測を含めて確認できますか。	<input type="checkbox"/>	
	・復旧施設の工種が多種にわたる場合、あるいは復旧規模（数量）が大きい場合、着手前と完成後を対比する際に撮影漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・技術基準等で設置位置・高さ等の定めがある場合、計測写真がありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・復旧工事完成後が不可視となる部分（構造物基礎や舗装の厚さなど）がある場合、施工段階別の全景と代表的な計測写真がありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・事故報告書提出の際に、地中に有る等の事情で設計条件未確認のため、想定で復旧計画を作成した場合、施工時に判明した従前施設の写真有りですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・復旧工事に使用する製品・材料を現場搬入する場合、材料検収を行い、外観・寸法・品質等に問題の無いことを確認している写真有りですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・コンクリート二次製品、鋼材・樹脂製品などの工場製品を使用する場合、品質確認・照合が可能な写真（製品番号・検印（日付）等）がありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・使用量が少量等の事情で在庫品（中古品）を活用する場合、不良品（破損・汚損・使用期限切れ等）を使用しないよう、材料検収写真が全数ありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・事故報告書の提出の際に、品質管理試験（強度・密度・張力等）を実施することとした場合、試験関係の写真有りですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・使用機材や施工方法、仮設工や保安施設設置状況など、各施工段階での代表写真有りですか。	<input type="checkbox"/>	
	・漏油による汚損処理や破損施設の処分（産業廃棄物・有価物）がある場合、環境対策として適切であることを示す写真有りですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・細部が判別しづらい写真とならないように工夫していますか。（原則、A4縦1ページに写真L版（89×127）3枚程度）	<input type="checkbox"/>		
その他	・復旧完了後の資料提出で調整していた場合、その資料（工場製品の設計条件、品質証明書、品質管理結果、事前調査結果等）を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・他法令による手続き（道路使用許可、マニフェスト等）がある場合、その写しを添付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注) 上表は完了報告書作成の際の手続き上のポイントを大まかにまとめたものであり、詳細は本文を参照されたい。  
書式については、平面図・横断面図・復旧工法を同一図で表示すること等も可能なので、案件別に確認されたい。